

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人榎純義の上告趣意は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて（所論原戸籍の作成行為は、被告人および相被告人Aに行使の目的がなく、罪となるものであるから、それが罪となることを前提とする論旨は、前提を欠き理由のないものであることは原判決判示のとおりである。）、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人樺尾昭一郎の上告趣意のうち判例違反をいう点は、引用の判例はいずれも事案を異にし、本件に適切でなく、その余の論旨は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠